

目次

アルコール飲料

1. 関連法および制度的規則

- 1.1 タイへの輸入に対する規則および手続要件
- 1.2. 販売時の規則および手続要件

2. 手続き

- 2.1 輸入および販売の許可に関する手続き
- 2.2 管轄権を有する官庁、機関、および部門の連絡先

アルコール飲料

1. 関連法および制度的規則

1.1 タイへの輸入に対する規則および手続要件

アルコール飲料の輸入は、以下の適用対象となる。

1); 物品税法B.E. 2560 (2017年) [\[外部リンク\]](#) [🔗](#)

-定義:

i) 「酒類 (liquor)」は、アルコールを含有し、酒類として飲用可能、または飲用不可能ながら水その他の液体と混合することで酒類として飲用可能になる全ての素材または混合物を含むものとする。しかし、アルコールの含有量が0.5度以下の飲料は含まない。

ii) 「発酵飲料 (fermented beverage)」は、蒸留していない酒類を意味するが、蒸留酒と混合したアルコール強度が15度以下の発酵飲料も含む。

iii) 「蒸留酒 (distilled liquor)」は、蒸留した酒類を意味するが、発酵飲料と混合したアルコール強度が15度を上回る蒸留酒も含む。

-以下の者には、長官および／または物品税局への許可申請の提出が義務付けられる。

i) 酒類を製造する意図がある者または酒類を製造するための蒸留器を所有している者

ii) 酒類を輸入する意図がある者

iii) 酒類を販売する意図がある者

-アルコール飲料には物品税を課す (アルコールの種類別課税リストを含む)。

-許可申請料のリスト

2) 酒類の製造許可に関する省令官報 (134巻95話59頁) B.E. 2560 (2017年) [\[外部リンク\]](#) [🔗](#)

-酒類製造許可申請の規則および要件

3) 酒類の輸入に関する省令官報 (134巻95話65頁) B.E. 2560 (2017年) [\[外部リンク\]](#) [🔗](#)

-酒類輸入許可申請の規則および要件

4) 酒類の販売に関する省令官報 (134巻95話70頁) B.E. 2560 (2017年) [\[外部リンク\]](#) [🔗](#)

-酒類販売許可申請の規則及び要件

5) 酒類取引の変更に関する省令官報 (134巻95話74頁) B.E. 2560 (2017年) [\[外部リンク\]](#) [🔗](#)


6) 食品法 (Food Act) B.E.2522 (1979年) [\[外部リンク\]](#) [🔗](#)

7) アルコール飲料規制法 (Alcoholic Beverage Control Act) B.E. 2551 (2008年)

[\[外部リンク\]](#) 

1.2. 販売時の規則および手続要件

以下にアルコール飲料の販売に関連する規則および制限について記載する。

1) 児童保護法 (Child Protection Act) B.E. 2546 (2003年) [\[外部リンク\]](#) 

薬用に供する場合を除き、児童への酒類の販売、交換、または贈与を禁止する。

- 児童に対する酒類の提供または児童による酒類の消費を禁止する。

2) アルコール飲料規制法 B.E. 2551 (2008年)

- 消費者に対して飲酒リスクに関する注意を喚起する警告文を、アルコール飲料の瓶に表示することを義務付ける。

- 以下の場もしくは地区における、またはこれらの近隣におけるアルコール飲料の販売および摂取の制限。

i) 寺院／宗教施設

ii) 公共医療施設 (例えば、病院)

iii) 店舗または会所として設置された場を除く、公的な場／政府に関連する場

iv) 寄宿舍

v) 教育機関

vi) 給油所

vii) 公式に認可された公園

viii) 大臣が定めた他の場所

- 以下の者に対するアルコール飲料の販売を規制する。

i) 20歳未満の者

ii) 酩酊状態の者

- 自動販売機の使用および行商によるアルコール飲料の販売を禁止する。

- 販売促進として、または見本として、または競技会もしくは抽選の賞品などとして、アルコール飲料を値引きすることを禁止する。

- アルコールの特性を示したり、飲酒を促したりするような方法でアルコール飲料を宣伝することを禁止する。

2. 手続

2.1 輸入および販売の許可に関する手続

- 物品税局から承認許可を取得しなければならない。

- ラベルについては、食品医薬品局 (Food and Drug Administration) から承認を得なければならない。

- 輸入必要書類: [\[外部リンク\]](#) 

i) 輸入許可証

ii) 商業送り状

iii) 原産地証明書

iv) 船荷証券

v) 送り状

vi) 輸出梱包明細書 (存在する場合)

vii) 航空貨物運送状

2.2 管轄権を有する官庁、機関、および部門の連絡先

財務省 (Ministry of Finance) 物品税局

アルコール飲料販売許可証交付課 (License of Alcoholic Beverages License
Subdivision)

税務行政局第1部門 (Bureau of Tax Administration 1)

物品税局

1488 Nakhonchaisri Road

Dusit, Bangkok 10300

Tel: (662) 243-0525

[\[外部リンク\]](#) 